

チャージ料金の返金手続きと登録情報の削除のお知らせ

日頃は、中学校選択制デリバリー弁当をご利用いただきましてありがとうございます。
卒業を控え、①チャージ料金の返金手続き、②登録者情報の削除のお知らせをします。

①チャージ料金の返金手続き

チャージ料金は、3年生（9年生）の昼食の最終日までに使い切るようにしてください。どうしても使い切れなかった場合は、振込手数料を差し引いた金額を返金しますので、次の手続きをしてください。

※注意事項

1. 振込手数料は、利用者の負担となります。ご了承ください。
2. 同じIDで在校生の弟妹の登録がある場合は、チャージ料金を翌年度に引き継ぎますので、返金手続きはできません。

手続き方法

- (1) 「亀岡市中学校選択制デリバリー弁当 チャージ料金払戻依頼書」（別紙①）に必要事項を記入して、学校に提出してください。亀岡市教育委員会で取りまとめて、弁当提供業者のロンドフードサービス（株）に届けます。

提出先：各中学校（義務教育学校）
提出期限：令和5年3月2日（木曜日）

- (2) ロンドフードサービス（株）の口座（京都銀行）から、払戻依頼書に記載の口座へ振り込まれます。

※注意事項

1. 振込手数料は、利用者の負担となりますので、振込手数料を差し引いた金額が入金されます。
2. チャージ料金が1食分の場合は、振込手数料の方が上回る場合があります。この場合は、チャージ料金の返金はできませんので、昼食の最終日までに使い切ってくださいようお願いします。

②登録情報の削除

卒業されたあと、登録情報は3月中に削除しますが、同じIDで在校生の弟妹の登録がある場合は、卒業される生徒情報のみ削除します。

卒業後に新たに弟妹が入学される予定で、入学年度までチャージ料金を残しておくことを希望される方は、「亀岡市中学校選択制デリバリー弁当 チャージ料金引継依頼書」（別紙②）に必要事項を記入して、学校に提出してください。ID・パスワードについては入学まで管理していただきますようお願いします。

提出先：各中学校（義務教育学校）
提出期限：令和5年3月2日（木曜日）

【問合せ先】

亀岡市教育委員会学校教育課
〒621-8501 亀岡市安町野々神8番地（庁舎4階）
TEL (0771)22-3131（代表） (0771)25-5053（直通） FAX (0771)23-3100
電子メール gakkou-shidou@city.kameoka.lg.jp